

静岡地方最低賃金審議会
**第3回 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会**
議事要旨

開催日時	令和7年10月20日(木) 午後2時2分から午後4時27分まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室2		
出席状況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 特定最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
1 特定最低賃金の改正決定について 事務局から配付資料について説明。 第2回専門部会の審議結果について、部会長が確認した後、専門部会を一時休会として、公益委員が労・使委員へ個別に意見聴取を行った。 その意見聴取の中で、 使側からは、本専門部会が包括する産業の中で、特に優位性があり、重視される輸送用機械器具についての春季賃上げ要求妥結確報の賃上げ率5.57%に着目し、引上げ額60円が提示 され、また、 労側からも、地域別最低賃金の引き上げ額にこだわりがあるが、しかし、労使で共にこの産業をさらに魅力あるものにし、この産業を発展させていくという観点から、60円という金額に賛成するとの意見 が示されたため、専門部会を再開し労使それぞれに確認したところ、異議なしとのことであった。また、発効日についても、労使とも「令和7年12月21日(指定日発効)」との意向が示され、専門部会再開後の確認においても、異議なしとのことであった。 以上から、改正金額、発効日ともに労使の意見の一致に至ったため、「最低賃金額：1時間1,133円(引上げ額60円) 効力発生の日：令和7年12月21日(指定日発効)」とする旨の専門部会報告書が作成された。 また、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとしていることから、審議会長名で静岡労働局長宛てに静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について答申が行われた。 その他、本日、答申の要旨を公示し、令和7年11月4日まで関係労使から異議の受付を行うこと、異議がなかった場合には、答申どおりの改正が決定し、官報公			

示を行った後 12 月 21 日から効力が発生すること、 異議があった場合には、11 月 10 日に開催予定の審議会にて異議に対する審議を行うこと、 専門部会の廃止について、本日の答申に対する異議がなかった場合にはその時点で、異議があった場合は、審議会で再審議の必要性がなしとなった時点で廃止となること、について事務局から説明した。

2 その他

特になし。